

福祉医療(ピンクのカード)からのお知らせ

平成31年4月1日より福祉医療制度が一部変わります

福祉医療制度では、現在、入院時における食事療養費の一部負担金を助成対象としていますが、平成31年4月1日から「重度心身障害者」・「高齢重度心身障害者」の受給資格者については、主に住民税が非課税世帯であり、保険証発行元で認定された「標準負担額減額認定証」を使用した場合のみ、入院時食事療養費が福祉医療の助成対象となるよう変更になります。入院する際、住民税非課税世帯の人は保険証発行元で「標準負担額減額認定証」の申請手続きをしてください。



「子ども」・「母子・父子家庭」の福祉医療費受給資格者については、制度の変更はありませんので、これまでどおり入院時食事療養費は助成対象です。(詳細はおしらせ版あんなか2月15日号に掲載しています)

- 問合せ▼
- ☑ 国保年金課医療年金係
- ☑ 内線 1112
- ☑ 住民福祉課税務保険係
- ☑ 内線 2160

長寿医療制度終了のお知らせ

平成21年度より開始した長寿医療制度(100歳以上の人の保険適用医療費の自己負担額助成)は、平成31年3月31日をもって終了となります。平成31年4月1日以降に100歳になる人(大正8年4月2日以降に生まれた人)におかれましては制度の対象となりませんのでご了承ください。

なお、平成31年3月31日以前に10歳となられた人につきましては引き続き制度の対象となります。

軽自動車などの登録手続きはお早めに

平成31年度の軽自動車税は4月1日現在で登録されている車両の所有者に課税されます。

◎ 手続が必要な場合

所有者が変った	「移転登録」が必要です
廃車した	「抹消登録」されていないと、平成31年度の軽自動車税が課税されます。解体業者などへ引き渡しただけでは登録を抹消したことにはなりません。軽自動車検査協会または陸運事務所登録抹消されているかの確認をお願いします
所有者の住所や氏名が登録時と変わった	「変更登録」が必要です

男女共同参画に関する作文・エッセイコンクールの入選者が決まりました



12月20日(木)に、安中市と安中市男女共同参画推進委員会主催による男女共同参画に関する作文・エッセイコンクールの表彰式が行われ、受賞者の皆さんに賞状と副賞が授与されました。今回で6回目となるこのコンクールには、142名の応募があり、男女共同参画に対するさまざまな思いが寄せられました。入選者は左記のとおりです。なお、入選作品は、順次リレー・エッセイのコーナーに掲載する予定です。

最優秀賞	小林 美結 (第一中学校1年)
優 秀 賞	大野 佳美 (南中学校1年)
	佐藤 昂輝 (第一中学校3年)
入 賞	新野 愛実 (第一中学校2年)
	古田 蘭 (東中学校2年)
	市川 汐里 (第一中学校2年)
	神宮 咲 (第一中学校3年)
	佐藤 奈菜 (南中学校3年)
	大瀧 晴登 (第二中学校3年)
	吉田 光希 (北中学校3年)
	岡田 妃星 (第一中学校1年)
	岩崎 絢 (南中学校3年)

◎ これらの手続を済ませないと

移転・抹消登録を3月中に済ませておかないと、今後も軽自動車税が課税され続けることとなります。また、変更登録をしないと、納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

自動車税については、群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)にお問合せください。

- 問合せ▼
- ☑ 国税務課諸税証明係(☎内線1063)
- ☑ 住民福祉課税務保険係(☎内線2122)

◎ 各手続の申請先

種類	申請先
二輪車(125cc以下) 農耕用などの 小型特殊自動車	☑ 内線1063 ☑ 住民福祉課税務保険係 (☎内線2122)
二輪車 (125cc超 250cc以下)	群馬県自動車整備 振興会 (☎027-1261 10221)
二輪車 (250cc超)	関東運輸局群馬支局 (☎050-5540 12021)
三輪・四輪の 軽自動車	軽自動車検査協会 群馬事務所 (☎050-3816 13109)